

貴法人の企業年金対策は もうお済みですか？

～適格退職年金については、確定給付企業年金法により、平成24年3月31日をもって廃止されます～

様々な企業年金対策を取られていることかと思いますが、そのうち適格退職年金については、確定給付企業年金法により、平成24年3月31日をもって廃止されることが決定しております。また、平成21年10月1日には厚生労働省医政局指導課より「医療機関に対する適格退職年金から他の企業年金制度等への移行に関する周知について」の通知も出されております。

このため、同日までに、他の企業年金制度等（確定拠出年金、確定給付企業年金又は中小企業退職金共済等）へ移行する必要がある、廃止まで残りあと2年となっております。実は、移行の検討着手から手続完了までにかかる時間は件数全体の約4分の1で約1～2年かかっているのをご存じですか？ 適格退職年金契約を締結している法人様は速やかな移行をご検討ください。

日本医療事業協同組合では、「確定拠出年金」「確定給付企業年金」「中小企業退職金共済制度」への速やかな移行をお手伝いするため、様々な保険会社などをご紹介します。

規模の小さな法人様へは「中小企業退職金共済制度」をお勧めしております。中退共は有力な移行先となっており、中退共制度に移行する際、適格退職年金契約における従業員持分額の全額を移換できます。また、退職金給付水準の向上を図るため「掛金増額助成」も設けられております。既に中退協にご加入している法人様はより充実した退職金を支払うことができるよう、掛金月額を増額変更をご検討ください。

規模の大きな法人様へは「確定拠出年金」「確定給付企業年金」をお勧めしております。

◎企業からみた主なメリット・デメリット

| | メリット | デメリット |
|----------|--|--|
| 確定給付企業年金 | ○制度導入時の従業員同意が得られやすい | ●積立水準の検証等により、積立不足を強制的に充足 ●退職給付債務認識が必要 |
| 確定拠出年金 | ○中途採用により優秀な人材を確保する事ができる ○退職給付債務認識が不要 ○運用リスクを負わない | ●運用リスクを負う ●制度導入にあたって、従業員への同意が必要 ●退職に応じた給付格差を設けることができない |

◎従業員からみた主なメリット・デメリット

| | メリット | デメリット |
|----------|--|---------------------------------------|
| 確定給付企業年金 | ○確定給付のため老後の生活設計が立てやすい | ●年金資産は全体で管理されているので自己の持分は不明確 |
| 確定拠出年金 | ○積み立てられた自分の年金資産が明確・受給権が確保 ○運用次第で想定以上の給付を受けることができる | ●原則として60歳到達前に受け取ることができない ●運用リスクを負う |

総合的な年金・退職金対策を別途生命保険のエキスパートを交えた形でご相談に応じております。下記連絡先までお気軽にご請求・お問い合わせ下さい。（もちろんご相談は無料です）
担当者より折り返しご連絡の上、ベストな答えが出せるように致します。

お問い合わせは、日本医療事業協同組合まで。